

平成 年 月 日

教育委員会教育長
様

全国連合小学校長会長 堀竹 充

全国学力・学習状況調査における結果公表についての意見

文部科学省は、平成 25 年 11 月 29 日付の文部科学事務次官通知により、「平成 26 年度全国学力・学習状況調査に関する実施要領」を公表しました。その中で、平成 26 年度から、付帯条件を示した上で、市町村教育委員会及び都道府県教育委員会が、学校名を明らかにした調査結果の公表を行うことを可能としました。

全国連合小学校長会は、学校の調査結果の公表について、説明責任の観点から、様々な方法で、保護者、地域に伝えることは、学校の責務であると捉えております。さらに、児童の学力向上には、学校・家庭・地域が一体となった取組が不可欠であり、そのために、学校が調査結果を積極的に公表・活用していくことが大切であると考えています。

調査結果の公表については、その方法、内容等、自校の取組及び自校が置かれている地域の状況を十分把握している校長の判断によることが重要です。

しかし、現実には、全国学力・学習状況調査結果の公表において、平均正答率を基にした都道府県の順位付けがなされた報道等が行われています。その結果、全国の平均正答率以下の地域では、地域イメージの失墜を引き起こし、学力向上への取組に諦め感を持ったり、平均正答率が低いのは校長の経営努力が足りない等と校長にその責を求めたりする動きがありました。また、全国学力・学習状況調査の目的とは違って、平均正答率の全国順位の向上そのものを目的とした教育施策等を打ち出している教育委員会も出ています。

今回の実施要領の変更により、市町村教育委員会及び都道府県教育委員会が個別の学校名を明らかにした結果公表を行うことが可能になりましたが、その結果、こうした都道府県別の調査結果の公表と同様な様々な影響が出ることを危惧する次第です。

今後、貴教育委員会が個別の学校名を明らかにした調査結果の公表を行う場合には、実施要領が定めている配慮事項を十分に遵守された公表の在り方について検討されますようお願いいたします。

さらに、実施要領の配慮事項を含め、下記の点について、十分ご留意いただきたいと存じます。

記

- 1 学校別の結果の公表については、様々な教育上の負の影響もあることを十分考慮してのご判断をお願いしたい。
- 2 都道府県教育委員会は、域内の市町村教育委員会に対し、実施要領(5)調査結果の取扱いに関する配慮事項について、地区校長会と十分に協議を行い、調査の目的に沿った結果の公表を行うよう、改めて周知していただきたい。
- 3 都道府県教育委員会は、域内の市町村教育委員会の同意を得る際、地域の状況を把握している当該教育委員会の意向を尊重した上で公表の判断をしていただきたい。
- 4 市町村教育委員会と相談するのは、個別の学校の校長だけではなく、地区校長会を相談の対象とするなど、柔軟な対応を検討していただきたい。

児童の学力向上に努め、確かな学力を身に付けさせることは校長及び学校の責務であります。そのためにも、貴教育委員会をはじめ域内の教育委員会による人的、物的その他の支援が欠かせません。今後ともご支援、ご指導を賜りますことをお願いいたします。